

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する  
条例をここに公布する。

平成 23 年 9 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 14 号

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改  
正する条例

(瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年  
瀬戸市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p>第 10 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受け る権利を有する者が、当該傷病補償年金又は 障害補償年金を支給すべき事由となった障害 であって規則で定める程度のものにより、常時 又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時 又は随時介護を受けている場合においては、介 護補償として、当該介護を受けている期間、常 時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用 を考慮して市長が定める金額を支給する。ただ し、次に掲げる場合には、その入院し、又は入 所している期間については、介護補償は、行わ ない。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>障害者自立支援法(平成 17 年法律第 12 3 号)第 5 条第 1 3 項に規定する障害者支援</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第 10 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受け る権利を有する者が、当該傷病補償年金又は 障害補償年金を支給すべき事由となった障害 であって規則で定める程度のものにより、常時 又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時 又は随時介護を受けている場合においては、介 護補償として、当該介護を受けている期間、常 時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用 を考慮して市長が定める金額を支給する。ただ し、次に掲げる場合には、その入院し、又は入 所している期間については、介護補償は、行わ ない。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>障害者自立支援法(平成 17 年法律第 12 3 号)第 5 条第 1 2 項に規定する障害者支援</p>

<p>施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（<u>同条第7項</u>に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>&lt;省略&gt;</p>	<p>施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（<u>同条第6項</u>に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>&lt;省略&gt;</p>
--	--

第2条 瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（介護補償）</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受け権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>&lt;省略&gt;</p>	<p>（介護補償）</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受け権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条第13項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>&lt;省略&gt;</p>

（瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第 3 条 瀬戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年瀬戸市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p>第 9 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）<u>第 5 条第 1 3 項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（<u>同条第 7 項</u>に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第 9 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）<u>第 5 条第 1 2 項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（<u>同条第 6 項</u>に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>

第 4 条 瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第13項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>
---	---

## 附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)附則第1条第3号に定める日から、第2条及び第4条の規定は平成24年4月1日から施行する。